

令和元年度 第9回庁議要旨

日時：令和元年8月6日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 蛇田支所及び蛇田公民館の供用開始について（総務部・生活環境部・教育委員会）

蛇田支所及び蛇田公民館は、狭あいでの施設の老朽化が著しく、また震災以降は新市街地の整備等により大幅に人口が増加し地域環境が激変していることから、それらに対応できる施設、さらには協働のまちづくりの中核施設として、蛇田支所及び蛇田公民館の複合施設を整備することとなった。

平成30年6月に着工した（仮称）蛇田支所等複合施設建設工事が本年11月に完成することから、蛇田支所及び蛇田公民館の供用を令和2年1月に開始するもの。

(1) 主な内容

蛇田支所及び蛇田公民館の複合施設として、供用開始するもの。

① 施設概要

施設の所在：石巻市恵み野二丁目11番地1

建物構造：鉄筋コンクリート造2階建て

敷地面積：5,679.67㎡

延床面積：1,993.61㎡

（従前：支所338.49㎡ 公民館655.88㎡）

② 所在地の変更について

旧：石巻市蛇田字上中塚99番地3（蛇田支所）

石巻市蛇田字上中塚26番地（蛇田公民館）

新：石巻市恵み野二丁目11番地1

③ 公民館使用料の変更について

(単位：円)

改 正					現 行				
時間区分 室名	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後 9時30分	午前9時 ～午後 9時30分	時間区分 室名	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後 9時30分	午前9時 ～午後 9時30分
大ホール (279.51㎡)	4,560	6,270	8,170	19,000	大ホール (203.60㎡)	2,650	3,870	4,890	10,700
会議室A (61.00㎡)	1,200	1,400	2,210	4,810	会議室 (52.00㎡)	610	710	1,120	2,440
会議室B (61.06㎡)	1,200	1,400	2,210	4,810	—	—	—	—	—
会議室C (61.06㎡)	1,200	1,400	2,210	4,810	—	—	—	—	—
和室 (65.47㎡)	1,270	2,100	2,760	6,130	和室 (80.50㎡)	860	1,420	2,030	4,070
調理室 (63.33㎡)	1,260	1,560	1,970	4,790	調理室 (39.60㎡)	620	760	960	2,340
創作室 (47.59㎡)	860	1,190	1,560	3,610	—	—	—	—	—

冷暖房 備付け冷暖房器具は、蛇田公民館大ホールについては、1時間につき700円、その他各室については、1時間につき100円とする。ストーブは、1台1時間につき大型300円、小型75円とする。

(2) 今後の予定

令和元年 9 月 市議会第3回定例会へ石巻市支所設置条例及び石巻市公民館条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年1月14日）

石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正

（施行予定年月日：令和2年1月14日）

1 1 月 （仮称）蛇田支所等複合施設建築工事完成予定

1 2 月 備品等搬入及び旧蛇田支所及び旧蛇田公民館からの引越予定

令和2年 1 月 供用開始予定

2 石巻南浜津波復興祈念公園事業用地取得にかかる訴訟の提起について（復興事業部）

石巻南浜津波復興祈念公園事業について、平成29年12月から用地取得を開始した。

取得を進めたところ令和元年7月までに全体42筆のうち残り15筆となったが、その一部の筆については、共有者の一部に事理弁識能力に欠く者が存在しているが、成年後見人が選任されておらず、今後選任される見込みもないため、契約できない状況にある。

また、成年後見人が選任されていない事理弁識能力に欠く者を収用対象者とする収用裁決は認められておらず、土地収用による用地取得もできない状況にある。

任意交渉及び土地収用法に基づく用地取得が不能な案件に対応するため、市ができる限り共有持分を取得した上で、ほかの共有者を被告として全面的価格賠償の判決を求める共有物分割請求訴訟を提起し、事理弁識能力を欠く被告については特別代理人の選任を申し立て、用地取得を図るもの。

(1) 主な内容

以下の2件について訴訟を提起するもの。

【訴訟1】

石巻市南浜町三丁目13番18ほか9筆の土地の共有者に対し、共有物分割請求訴訟を提起するもの。

なお、対象地10筆の共有者の構成は同じである。

・土地の概要

①	地番：石巻市南浜町三丁目13番18	地目：公衆用道路	地積：111.20㎡
②	地番：石巻市南浜町三丁目13番19	地目：公衆用道路	地積：276.43㎡
③	地番：石巻市南浜町三丁目13番20	地目：公衆用道路	地積：60.73㎡
④	地番：石巻市南浜町三丁目13番21	地目：公衆用道路	地積：53.30㎡
⑤	地番：石巻市南浜町三丁目18番31	地目：公衆用道路	地積：38.48㎡
⑥	地番：石巻市南浜町三丁目18番32	地目：公衆用道路	地積：3.30㎡
⑦	地番：石巻市南浜町三丁目18番36	地目：公衆用道路	地積：49.66㎡
⑧	地番：石巻市南浜町三丁目18番37	地目：公衆用道路	地積：58.68㎡
⑨	地番：石巻市南浜町三丁目18番40	地目：公衆用道路	地積：79.12㎡
⑩	地番：石巻市南浜町三丁目18番41	地目：公衆用道路	地積：49.86㎡
		合計	780.76㎡

【訴訟2】

石巻市南浜町四丁目2番5の土地の共有者に対し、共有物分割請求訴訟を提起するもの。

・土地の概要

地番：石巻市南浜町四丁目2番5 地目：宅地 地積：52.36㎡

※なお、訴訟の相手方となる共有者の人数は、用地取得の交渉が現在も進行中であるため、訴訟提起時に確定するが、現時点の市を除く共有者の人数は、訴訟1については21名、訴訟2については5名である。また、事理弁識能力に欠く者については、特別代理人の選任を申し立てる。

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会に共有物分割請求訴訟の提起の議案を提出

10月 共有物分割請求訴訟を提起及び特別代理人の選任申立

※令和2年3月までの用地取得を目指す。

3 印鑑登録原票等への旧氏併記等について（生活環境部）

女性活動推進の観点から住民票、マイナンバーカード等へ旧氏を併記できるようにするための「住民基本台帳法施行令」等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日に施行されることに伴い、「印鑑登録証明事務処理要領」の一部も改正され、氏に変更があった者の住民票に旧氏の記載がされている場合は、旧氏での印鑑登録が可能となった。

また、第3次石巻市男女共同参画基本計画、基本目標2において「人権を尊重した性的マイノリティへの理解促進」を取組項目としており、多様な性の在り方について理解を図るため啓発を行っている。

社会において旧氏を使用しながら活動する女性の活動推進が図られる。

また、性的マイノリティの方の人権に配慮し、性別にかかわらず、市民一人一人の個人としての生き方を尊重するため、石巻市印鑑条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

【石巻市印鑑条例の一部改正の概要】

- ①氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合は、登録できる印鑑に「旧氏」を追加し、併せて印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に氏名のほか当該旧氏を併記する。
- ②印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別表記（男女の別）を廃止する。

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会に石巻市印鑑条例の一部改正及び補正予算案について提案（条例施行予定年月日：令和2年2月1日）

10月 各種システム改修

2年 2月 印鑑登録等サービス開始

[報告事項]

1 行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料の改正について（総務部）

消費税法及び地方税法が改正され、令和元年10月1日から税率が8%から10%に改定されることとなった。

石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例において、税率改定に伴い影響を受ける箇所を改正するもの。

(1) 主な内容

① 改正内容

不動産に対する消費税の賦課については、取引内容により賦課されるものか否かに分かれる。

今回の改正は、消費税の課税対象となっている建物（居住用以外）に係る使用料についての規定を、8%から10%により計算したものに改めるもの。

区分	改正後	現行
土地及び居住用住居に係る使用料【非課税】	※現行と同様	当該不動産の時価の100分の3以上100分の10以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額
建物（居住用以外）に係る使用料【課税】	当該不動産の時価の <u>100分の3.3</u> 以上100分の11以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額	当該不動産の時価の <u>100分の3.24</u> 以上100分の10.8以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額

※土地の貸付期間が1か月未満の場合は課税対象となる。

② 施行年月日

令和元年10月1日

③ 経過措置

改正後の規定は、施行の日以後に使用の許可を受けた行政財産の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた行政財産の使用料については、なお従前の例による。

(2) 今後の予定

令和元年9月 市議会第3回定例会に石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和元年10月1日）

2 離島の振興を促進するための本市における産業の振興に関する計画について

（産業部・復興政策部）

近年、離島地域を取り巻く状況は、農林水産業の低迷、大幅な人口減少、高齢化の加速により、非常に厳しいものとなっている。

離島振興対策実施地域の田代島及び網地島では第1次産業である漁業、第3次産業である旅館業が島の基幹産業として住民の生活を支えてきたが、過疎化と高齢化が進んでいたところに加え、東日本大震災により大幅な人口減少となっている。

東日本大震災後、移住者やUターンされた方がいるなど、田代島においては、震災前と比較すると高齢化率は若干ながら減少したものの、両島ともに地域の活力は失われつつあり、過疎化が深刻化している。

田代島及び網地島の産業の現状を把握し、課題の解決を図りながら、新鮮な魚介類、風光明媚な自然景観など、離島の豊かな地域資源を活用した産業の振興や観光客の誘客など、住民、各種団体、企業等との協働によって、離島の振興を促進し、持続可能な暮らしの実現を図るもの。

(1) 主な内容

離島の振興を促進するための本市における産業の振興に関する計画を国に提出し、産業の振興に関する計画の地区の指定を受けることにより、税制特例の優遇措置を受けることとなったもの。

【計画の概要】

① 計画の期間

平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

② 計画の取組

産業振興の課題を解決するため、租税特別措置法の活用を促進し、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の設備投資や雇用を促す。

市ホームページ等で周知するほか、該当する事業者に対して租税特別措置法の活用を促進しながら、他制度の活動との連携及び活用を促進していく。

③ 計画の目標

業種	指標	内容	目標
製造業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新增設、既存事業者の取得件数	1件
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名
農林水産物等販売業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新增設、既存事業者の取得件数	1件
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名
旅館業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新增設、既存事業者の取得件数	1件
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名
情報サービス業等	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新增設、既存事業者の取得件数	1件
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名

④ 税制特例の優遇措置（対象となる業種及び設備）

・ 国税（所得税、法人税）

事業者が対象の設備の取得、建設、改修等を行った場合、5年間の割増償却を行うことができる。

(2) 今後の予定

令和元年 8月 市ホームページ等による周知

3 石巻市橋梁長寿命化修繕計画の策定について（建設部）

石巻市が長寿命化修繕計画を策定する橋梁は平成31年3月現在で877橋あり、建設後50年を経過した高齢化橋梁は現在のところ57橋（6%）であるが、10年後には731橋（83%）、20年後には795橋（91%）に達し、橋梁の高齢化が急速に進む見込みである。

今後、増大が見込まれる橋りょうの修繕・架け替えに要する経費に対し、計画的なコスト縮減への取り組みが不可欠となる。

従来は損傷・劣化が大きくなってから対策を実施する「事後保全」から損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する「予防保全」へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、適切な維持管理を継続的に行うことで地域道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するもの。

事後保全	損傷が顕在化した段階になって行う橋りょうの修繕および架け替え。大規模工事。工事期間が長く、高コスト。
予防保全	損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う橋りょうの修繕。小規模工事。工事期間が短く、低コスト。

(1) 主な内容

【計画の項目】

- ① 長寿命化修繕計画の目的
- ② 長寿命化修繕計画の対象橋梁
- ③ 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針
- ④ 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架け替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針
- ⑤ 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架け替え時期
- ⑥ 長寿命化修繕計画による効果
- ⑦ 計画策定担当部署及び意見聴取した学識経験者等の専門知識を有する者
- ⑧ 橋梁長寿命化修繕計画対象橋梁一覧表

※ 詳細は別添のとおり

【健全度判定区分】

区分	状態	橋梁数
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	148橋
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	698橋
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	31橋
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0橋

(2) 今後の予定

令和元年 8 月 ホームページ掲載予定

4 石巻市トンネル長寿命化修繕計画の策定について（建設部）

石巻市が管理するトンネルは平成 31 年 3 月時点で 4 本あり、建設後 54 年を経過した古いトンネルもある。今後さらなる老朽化の進行により安全・安心な道路利用が困難になることが予想される。

トンネル機能を健全に維持していくために、対処療法的な「事後保全型」の管理から、「予防保全型」の管理に転換し、効率的かつ計画的な維持補修により施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図るもの。

事後保全	損傷が顕在化した段階になって行う橋りょうの修繕および架け替え。 大規模工事。工事期間が長く、高コスト。
予防保全	損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う橋りょうの修繕。 小規模工事。工事期間が短く、低コスト。

(1) 主な内容

【計画の項目】

- ① トンネル長寿命化修繕計画の背景と目的
- ② 管理トンネルの現状
- ③ 計画の基本方針
- ④ トンネルの修繕計画
- ⑤ 事後評価・今後の有効な取り組み

※ 詳細は別添のとおり

【健全度判定区分】

区 分		状態	本数
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	0 本
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	4 本
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0 本
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0 本

(2) 今後の予定

令和元年 8 月 ホームページ掲載予定

5 下水道使用料等の消費税率改定への対応について（建設部）

令和元年 10 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に改定されることに伴い、関係条例の一部を改正し、円滑な下水道使用料等の賦課及び徴収事務を実施するもの。

(1) 主な内容

下水道使用料等の場合、一定期間ごとに検針を行うことにより使用量を把握し、料金を確定する。
今回、継続供給契約に基づき、令和元年10月1日前から継続して使用している下水道等の料金で、料金算定期間が税率改定日（令和元年10月1日）をまたぎ、令和元年10月中にその期間の料金が確定する場合は、8%の旧税率が適用される経過措置が定められたことに基づき、関係条例の附則において、必要な事項を規定するもの。

【概要】

～9月		10月		
		1日	2～30日	31日
◇	この期間に算定された下水道使用料等には、8%の税率が適用される。		□	経過措置期限
前回検針日		税率改定日	今回検針日	

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会に石巻市下水道条例等の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和元年10月1日)

6 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会）

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、令和元年度入学者まで毎年度延長してきた。

県立学校と同様に令和2年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金の免除ができるよう定めるもの。

(1) 主な内容

東日本大震災により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、令和2年度の市立高等学校入学者においても次のとおり実施する。

【免除内容】

- ・ 令和元年度中に実施される入学者選抜手数料
- ・ 令和2年度分の入学金
- ・ 令和2年度中の転入学、編入学又は復校に係る入学者選抜手数料

(2) 今後の予定

令和元年9月 市議会第3回定例会に石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正について提案（公布の日から施行予定）

令和2年3月 4日 令和2年度入学者選抜
 3月16日 合格発表
 3月25日 入学説明会

7 令和2年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

① 日程及び会場

令和元年6月30日現在（人）

日 時	地 区	会 場	対象者数
令和2年1月5日（日）午後 2時	桃 生	桃生公民館文化ホール	62
令和2年1月12日（日）午前11時	河 南	遊楽館かなんホール	170
	北 上	北上保健医療センター多目的ホール	29
令和2年1月12日（日）午後 2時	石 巻	石巻専修大学体育館	991
	河 北	河北総合センター文化交流ホール	78
	雄 勝	雄勝小・中学校多目的ホール	3
	牡 鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	26
計			1,359

（参考）令和元年6月30日現在対象者数内訳（住民登録者）（人）

地 区	男	女	計
石 巻	509	482	991
河 北	40	38	78
雄 勝	1	2	3
河 南	80	90	170
桃 生	37	25	62
北 上	13	16	29
牡 鹿	21	5	26
計	701	658	1,359

② 開催内容

ア 対象者について

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者（外国人も含む）。又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者。

イ 会場について

毎年1月に7地区（旧市町単位）で開催。

ウ 式典内容について

式典のほか、祝賀演奏など地区ごとに趣向を凝らしたアトラクションを実施（毎年、対象者の中から実行委員会を組織し、当日の受付、司会、アトラクションの企画・運営などを担当している。）。

(2)今後の予定

- 令和元年 9月 市報いしのまき9月1日号へ掲載予定
10月～ 実行委員会開催
12月 案内通知（はがき）発送予定
- ・石巻地区分 12月5日頃発送予定
 - ・他6地区分 12月5日頃6公民館に引き渡し予定

8 石巻市指定文化財「旧石巻ハリストス正教会教会堂」の一般公開について（教育委員会）

明治13年に現千石町に建設された「旧石巻ハリストス正教会教会堂」は、木造の教会としては国内最古の建造物である。昭和53年の宮城県沖地震によって甚大な被害を受けたものの、歴史的・建築学的に高い価値があることから、昭和55年に中瀬公園に移築、復元した。平成23年の東日本大震災によって再び被災したものの、平成27年、同じ場所での復元が決定し、平成29年9月に復元工事を着工、翌年9月に完了した。

なお、本建物の復元事業は、石巻市中心市街地活性化基本計画に位置付けている。

東日本大震災で甚大な被害を受けたにもかかわらず、躯体が残ったことで復興のシンボルとなった文化財を早期に公開し、指定文化財として保存活用を図ることで、市民の心の拠り所となり、本市の歴史、文化を知る機会となって、郷土愛を育むことにつながる。また、旧観慶丸商店、石ノ森萬画館、いしのまき元気いちばとの動線を引くことで、中心市街地活性化に資することとなる。

(1)主な内容

復元した「旧石巻ハリストス正教会教会堂」の一般公開を行うもの。

【概要】

- ① 施設の所在 石巻市中瀬3番18号
- ② 施設概要 明治13年建築。木造2階建ての歴史的建造物（市指定有形文化財）
建築面積：83.38㎡ 延床面積：166.76㎡
1階：ポーチ、玄関ホール、居室、集会室
2階：聖所、至聖所、升壇、祭具室
- ③ 一般公開開始 令和元年8月2日（金）から
- ④ 公開の概要 開館時間：午前9時～正午・午後1時～午後5時
（11月～3月は、午後4時閉館。）
休館日：毎週火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に
当る時はその翌日。12月29日から翌年の1月3日。
観覧料：無料
- ⑤ 施設管理 石巻市教育委員会生涯学習課

(2)今後の予定

なし

【その他】

- ・リボンアートフェスティバルの開催について（産業部）

以上